

消費税増税に伴う、技能教習料金等に関する課税について

(令和元年 10 月 1 日以降に技能教習を行う場合の措置)

令和元年 10 月 1 日より、国の政策による消費税の増税が決定いたしました。

令和元年 10 月 1 日以前にお支払い頂いた教習料金等の一部 (お預かりしている未実施分の技能教習・検定料金) には、増税分が見込まれておりません。

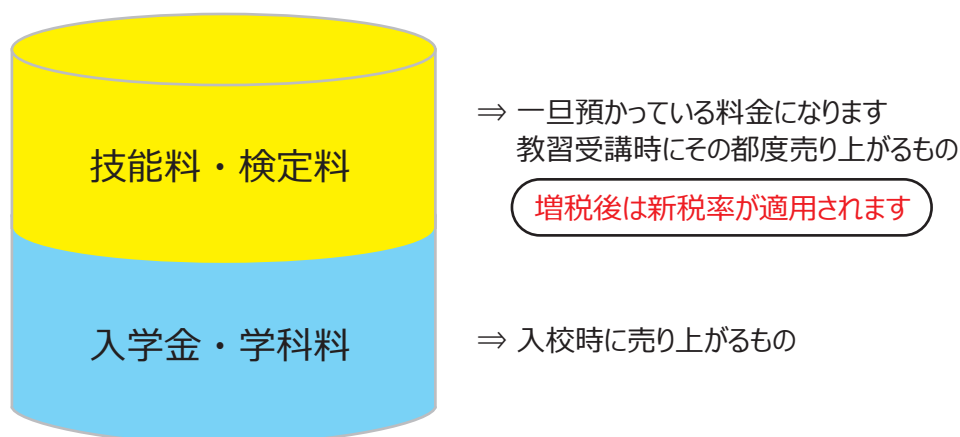
よって、増税後の技能教習料 および 検定受験料には増税分の 2 % が加算されます。

増税分のディスカウントは税法上出来かねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、増税による差額分は卒業検定申込時にご請求させていただきます。

増税差額 (1 時限当たりの単価) : 普通車 90 円・二輪車 60 円・大型二輪 80 円・技能検定 100 円

< 教習料金の内訳と売上方法 >



消費税とは、商品の役務 (サービス) が提供されたときに発生するものであり、皆様が入校時にお支払いいただいた金額は、入校手続き時に必要な経費 (入学金・学科料など) が売り上がり、残りの金額 (技能料・検定料など) を預かっているということになります。

残りの金額は、技能教習の受講時や検定を受検する時 (役務) に売り上がる仕組みになっております。

よって、増税後の技能料や検定料には増税分の 2 % が加算されます。

上記の内容を理解し了承の上、入校いたします。

住 所

入校者氏名

(未成年の場合)

親権者氏名

説明担当者